

総務委員会資料

平成26年7月23日（水）

陳情 第152号

「教職員給与費の政令指定都市への移譲」に関し20政令指定都市
と政令市所在15道府県でなされた合意を撤回することについての

陳情

川崎市教育委員会

義務教育費に関する法令の概要

<p>小・中学校の設置義務</p>	<p>学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号） 〔小学校の設置義務〕</p> <p>第 38 条 <u>市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない。</u></p> <p>〔準用規定〕</p> <p>第 49 条 …第 37 条から第 44 条までの規定は、<u>中学校に準用する。</u></p> <p>〔特別支援学校の設置義務〕</p> <p>第 80 条 <u>都道府県は、その区域内にある学齢児童及び学齢生徒のうち、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者で、その障害が第 75 条の政令で定める程度のものを就学させるに必要な特別支援学校を設置しなければならない。</u></p>
<p>設置者の経費負担</p>	<p>学校教育法</p> <p>第 5 条 <u>学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定のある場合を除いては、その学校の経費を負担する。</u></p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">設置者負担の原則</p>
<p>県費負担教職員の給与費の都道府県による負担</p>	<p>市町村立学校職員給与負担法（昭和 23 年法律第 135 号）</p> <p>第 1 条 <u>市町村立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員、講師、学校栄養職員及び事務職員のうち、次に掲げる職員であるものの給料、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当…は、都道府県の負担とする。</u></p> <p>(1) <u>義務教育諸学校標準法第 6 条の規定に基づき都道府県が定める小中学校等教職員定数及び同法第 10 条の規定に基づき都道府県が定める特別支援学校教職員定数に基づき配置される職員</u></p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">県費負担教職員</p>
<p>県費負担教職員の給与費の国庫負担</p>	<p>義務教育費国庫負担法（昭和 27 年法律第 303 号）</p> <p>第 2 条 <u>国は、毎年度、各都道府県ごとに、公立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部に要する経費のうち、次に掲げるものについて、その実支出額の 3 分の 1 を負担する。</u></p> <p>(1) <u>市町村立の義務教育諸学校に係る市町村立学校職員給与負担法第 1 条に掲げる職員の給料その他の給与及び報酬等に要する経費</u></p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">国庫負担対象経費</p>

義務教育費国庫負担制度の見直しに関する国の動向

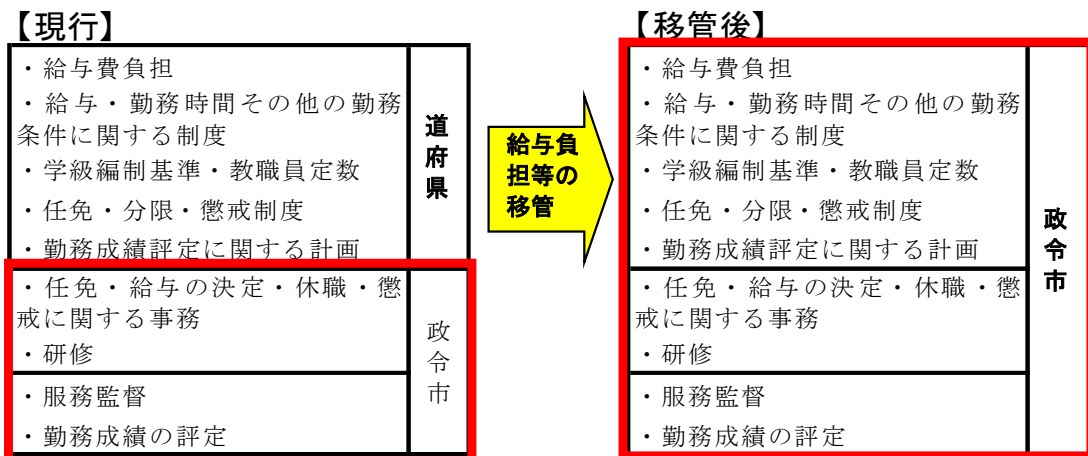
年度	国庫負担対象経費の見直し	義務教育費国庫負担制度の見直し
平成 14年度	<p>【地方分権改革推進会議「事務・事業の在り方に関する意見」】(平成14年10月)</p> <p>○ <u>差し当たり、共済費長期給付、退職手当等に係る経費については、国庫負担対象から外し、平成15年度からこれらを段階的に縮減し、一般財源化を行う。</u></p>	<p>【地方分権改革推進会議「事務・事業の在り方に関する意見」】(平成14年10月)</p> <p>○ <u>教育制度自体の見直しや義務教育に対する国の関与の在り方についての議論を踏まえつつ、義務教育費国庫負担金全体の一般財源化を念頭に置いた検討が進められるべき。</u></p> <p>○ <u>地方の創意工夫を促し、裁量を拡大する観点から、国の負担すべき経費の内容、算定方法等を見直し、何らかの客観的指標を基準とする定額化・交付金化に向けた検討を行うべきである。</u></p> <p>○ <u>現在進められている教育改革の中で義務教育に関する国の関与の在り方についての最終的な結論を早期に得るべきであり、それに併せ、義務教育費国庫負担金の全額の一般財源化について検討を行う。</u></p>
平成 15年度	<p>平成15年度から「<u>共済費長期給付金</u>」及び「<u>公務災害補償基金負担金</u>」に係る経費を国庫負担対象外とし、一般財源化</p> <p>【閣議決定「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」】(平成15年6月)</p> <p>○ <u>退職手当、児童手当等に係る国庫負担金の取扱いについては、平成16年度予算編成までに結論を得る。</u></p>	<p>【閣議決定「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」】(平成15年6月)</p> <p>○ <u>義務教育費に係る経費負担の在り方については、現在進められている教育改革の中で中央教育審議会において義務教育制度の在り方の一環として検討を行い、これも踏まえつつ、平成18年度末までに国庫負担金全額の一般財源化について所要の検討を行う。</u></p>
平成 16年度	<p>平成16年度から「<u>退職手当</u>」及び「<u>児童手当</u>」に係る経費を国庫負担対象外として一般財源化</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p><u>国庫負担対象経費は、「給料」及び「諸手当」のみとなる。</u></p>	<p>【政府・与党合意「三位一体の改革について」】(平成16年11月)</p> <p>○ <u>平成17年度予算、平成18年度予算において、地方向け国庫補助負担金について3兆円程度の廃止・縮減等の改革を行う。</u></p> <p>○ <u>義務教育費国庫負担金については、8,500億円程度の減額(うち17年度分(暫定)4,250億円)。減額相当分は税源移譲予定特例交付金(教職員給与費を基本に配分)により措置</u></p> <p>○ <u>義務教育制度については、その根幹を維持し、国の責任を引き続き堅持する。その方針の下、費用負担についての地方案を活かす方策を検討し、また教育水準の維持向上を含む義務教育の在り方について幅広く検討する。こうした問題については、平成17年秋までに中央教育審議会において結論を得る。</u></p>

年度	国庫負担対象経費の見直し	義務教育費国庫負担制度の見直し
平成 17年度		<p>平成 17 年度は、暫定措置として義務教育費国庫負担金 4,250 億円を減額し、税源移譲予定特例交付金により財源措置</p> <p>【中央教育審議会「新しい時代の義務教育を創造する（答申）」】（平成 17 年 10 月）</p> <p>○ 義務教育の費用負担の在り方 義務教育の構造改革を推進すると同時に、義務教育制度の根幹を維持し、国の責任を引き続き堅持するためには、国と地方の負担により義務教育の教職員給与費の全額が保障されるという意味で、<u>現行の負担率二分の一の国庫負担制度は優れた保障方法であり、今後も維持されるべきである。</u></p> <p>【政府・与党合意「三位一体の改革について」】（平成 17 年 11 月）</p> <p>○ 義務教育制度については、その根幹を維持し、義務教育費国庫負担制度を堅持する。その方針の下、<u>費用負担について、小中学校を通じて国庫負担の割合は三分の一とし、8,500 億円程度の減額及び税源移譲を確実に実施する。</u></p> <p>○ この税源移譲は、平成 18 年度税制改正において、所得税から個人住民税への恒久措置として行う。平成 18 年度予算においては、税源移譲額の全額を所得譲与税によって措置する。</p>
平成 18年度		<p><u>平成 18 年度から国庫負担割合を三分の一とし、8,500 億円程度を所得譲与税により財源措置</u></p>
平成 19年度		<p>平成 19 年度から所得譲与税を廃止し、個人住民税として財源措置</p>

県費負担教職員制度の課題について

◎ 現状・課題

- 義務教育諸学校に勤務する教職員（校長、教頭、教諭、養護教諭、講師、学校栄養職員及び事務職員）の給与費は、優秀な教職員の安定的な確保、広域人事による適正な教職員配置、教育の機会均等とその水準の維持向上を図るため、市町村立学校職員給与負担法に基づき都道府県が負担することとされている（義務教育費国庫負担法に基づき3分の1は国が負担）。
- また、政令市の県費負担教職員の任免、給与の決定、休職及び懲戒に関する事務は、当該政令市教育委員会が行うこととされている。（地教法第58条）
- そのため、**政令市においては、義務教育諸学校の教職員の任命権者は当該政令市であるものの、給与負担者は道府県となり、いわゆる「ねじれ状態」となっているため、円滑な人事施策を行いきにくい状況**となっている。



◎ 給与費負担の政令市への移管のメリット

- 政令市において任命権者と給与負担者が一致し、主体的・一元的な施策推進が可能となる。
- 道府県と政令市の役割分担の明確化が図られる。
- 教育における地方分権の推進が図られる。
- 給与関係事務の合理化・効率化が図られる。

◎ 移管に必要な条件

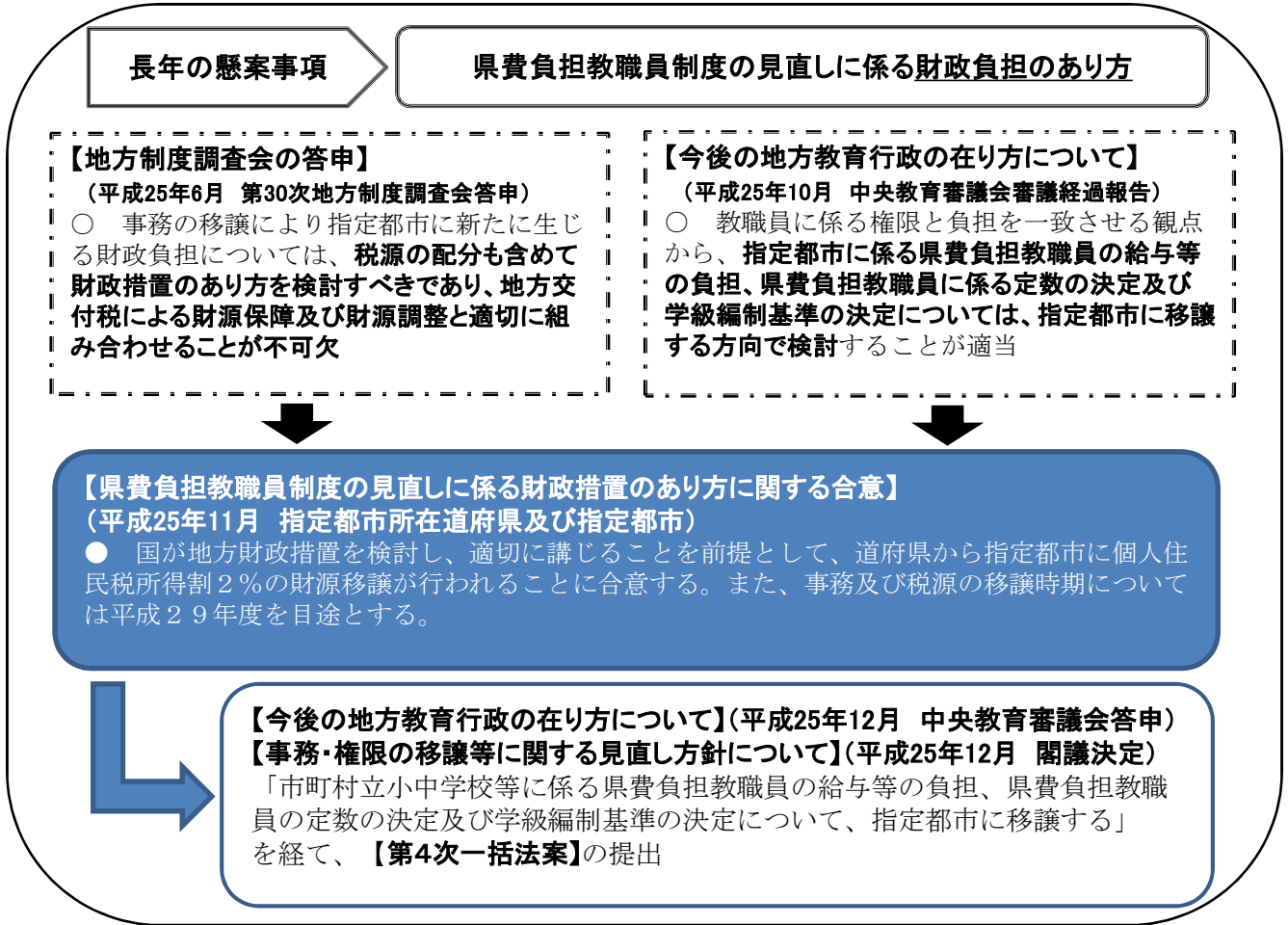
- 所要額全額についての確実な財源措置
- 包括的な権限移管
- 十分な移行準備期間

県費負担教職員制度の見直しに関する平成24年度までの国の動向

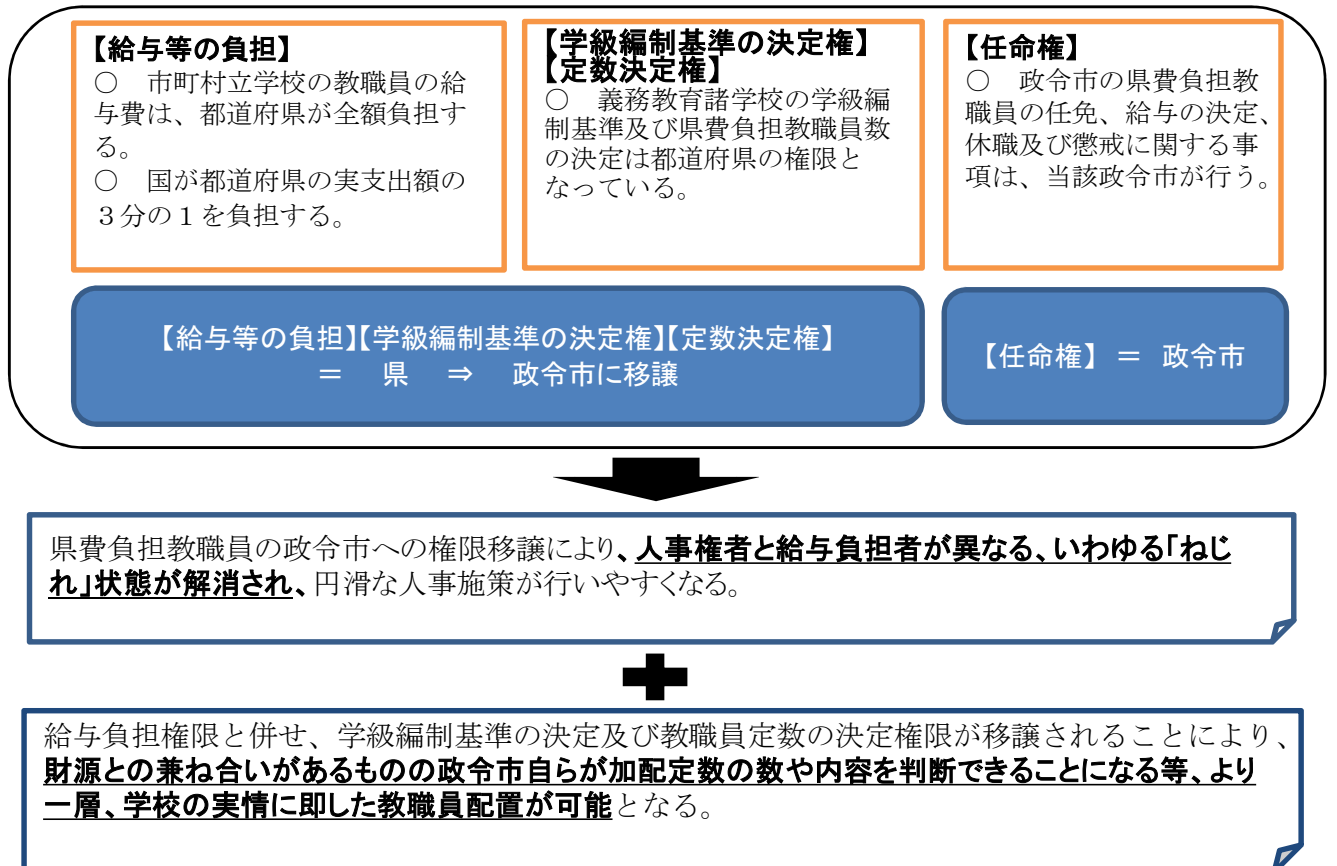
<ul style="list-style-type: none"> 平成14年10月 	<ul style="list-style-type: none"> 地方分権改革推進会議最終報告「事務・事業の在り方に関する意見」 教職員の任命権と給与支払権の所在を一致させるため、県費負担教職員の給与費を政令市の負担とし、これに伴い、学級編制基準や教職員定数の設定権限等を併せて移譲する方向で検討する。
<ul style="list-style-type: none"> 平成16年11月 平成17年10月 平成17年11月 平成18年1月 平成18年3月 	<ul style="list-style-type: none"> 政府与党「三位一体の改革について」 中教審「新しい時代の義務教育を創造する」(答申) 政府与党「三位一体の改革について」 文部科学省「義務教育改革の構造改革スケジュール」 改正「市町村立学校職員給与負担法」成立(施行は18年4月) 市町村が独自に給与負担をしつつ教職員を任用することが可能となる。
<ul style="list-style-type: none"> 平成19年3月 	<ul style="list-style-type: none"> 中教審「教育基本法の改正を受けて緊急に必要とされる教育制度の改正について」(答申)
<ul style="list-style-type: none"> 平成20年5月 	<ul style="list-style-type: none"> 地方分権改革推進委員会「第1次勧告」 中核市へ人事権移譲、政令市・中核市の人事権者と給与負担者一致への検討、20年度中に結論
<ul style="list-style-type: none"> 平成20年6月 平成21年12月 	<ul style="list-style-type: none"> 地方分権改革推進本部決定「地方分権改革推進要綱」(第1次) 閣議決定「地方分権改革推進計画」(人事権移譲と給与負担の見直しは盛り込まれず。)
<ul style="list-style-type: none"> 平成22年6月 	<ul style="list-style-type: none"> 閣議決定「地域主権戦略大綱」 「市町村立学校職員の給与等の負担、教職員定数の決定、県費負担教職員の任命権、学級編成基準の決定」については、「広域での人事調整の仕組みにも配慮した上で、都道府県から中核市に権限を移譲する方向で検討を行い、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、平成23年度以降、結論が得られたものから順次実施するもの」と位置付けられた。
<ul style="list-style-type: none"> 平成23年11月 平成24年9月 	<ul style="list-style-type: none"> 閣議決定「義務付け・枠付けの更なる見直しについて」 「大都市地域における特別区の設置に関する法律(大都市地域特別区設置法)」成立
<ul style="list-style-type: none"> 平成24年11月 平成24年12月 	<ul style="list-style-type: none"> 閣議決定「地域主権推進大綱」 地方制度調査会専門小委員会が「大都市制度についての専門小委員会中間報告」を取りまとめ
<ul style="list-style-type: none"> 平成25年3月 	<ul style="list-style-type: none"> 閣議決定「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」 指定都市に係る県費負担教職員の給与等の負担、県費負担教職員に係る定数の決定及び学級編制基準の決定については、第30次地方制度調査会において行われている大都市制度の見直しの審議状況及び教育行政の在り方についての検討状況を踏まえつつ、関係省庁において、関係者の理解を得て、速やかに結論を出した上で、指定都市へ移譲する。 文部科学省初等中等教育局財務課・初等中等教育企画課「指定都市に係る県費負担教職員の給与等の負担の指定都市への移譲について」道府県・指定都市・中核市教育委員会あて事務連絡

合意に至る平成25年度の動き

●25年度の動向



●県費負担教職員制度の現状と移譲の効果



平成 25 年 11 月 14 日

県費負担教職員制度の見直しに係る 財政措置のあり方に関する合意

指定都市所在道府県
指定都市

県費負担教職員の給与負担事務が道府県から指定都市に移譲されることに対する財政措置として、道府県・指定都市の双方にとって財政運営への影響を最小限とすること、すなわち財政中立を基本として、国が地方財政措置を検討し、適切に講じることを前提として、道府県から指定都市に個人住民税所得割 2% の税源移譲が行われることに合意する。

なお、地方財政措置の検討にあたっては、財政中立の観点から、基準財政需要額については、地方財政計画における単価と交付税単価の乖離を是正するなど、適切に算定することとし、また、基準財政収入額の算入率については、三位一体改革における税源移譲時の扱いなどの経緯も勘案しつつ、地方交付税制度の原則を踏まえて、適切な方法を国として設定されたい。

また、事務及び税源の移譲時期については、平成 29 年度を目途に可能な限り早期に行われるよう、実務的な検討・準備を進める。これを踏まえ、国において必要な法制上の措置等を講じられたい。

併せて、今回の移譲に伴い、健全化指標の悪化により、継続的な財政運営に影響を及ぼさないよう、適切な措置を講じられたい。

○ 県費負担教職員の給与負担等の指定都市への移譲の経過

- ・ 県費負担教職員制度については、教職員の任命権は指定都市が有しているのに対して、給与費負担、教職員定数、教職員配置等に係る権限は道府県が有しているという現行制度上の「ねじれ」を改め、学校の設置者である指定都市が主体的に市民のニーズに応じた教育を提供できる体制を整える必要があるため、指定都市ではこれまで国等に対して制度の見直しを提案してきたところです。
- ・ 平成25年3月12日の「義務付け・枠付けの第4次見直し」(閣議決定)及び平成25年6月25日の第30次地方制度調査会答申を受け、指定都市と関係道府県との間で事務移譲の協議を進めてきたところですが、本日、指定都市と指定都市所在15道府県との間で、県費負担教職員の給与負担等について、道府県から指定都市へ移譲することに合意したところです。

○ 所要額等の試算 (道府県提出資料の平成24年度決算ベースにより試算)

- ・ 県費負担教職員分給与費等所要額
指定都市合計 約8,754億円 (うち本市 約396億円)
- ・ 事務移譲に伴う税源移譲
個人住民税所得割2%相当額合計 約5,270億円 (うち本市 約367億円)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための 関係法律の整備に関する法律（第4次一括法）の概要

1. 第4次一括法について

地方分権改革推進委員会の勧告のうち、残された課題である国から地方公共団体への事務・権限の移譲等を推進するとともに、第30次地方制度調査会答申（平成25年6月25日）で示された都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等を推進するため、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成25年12月20日閣議決定）を踏まえ、関係法律の整備を行うもの。

（参考）

- ・第1次一括法（平成23年4月成立） — 地方に対する規制緩和
- ・第2次一括法（平成23年8月成立） — 地方に対する規制緩和、都道府県から基礎自治体への事務・権限の移譲
- ・第3次一括法（平成25年6月成立） — 地方に対する規制緩和、都道府県から基礎自治体への事務・権限の移譲

（63法律を一括改正）

2. 改正内容

国から地方公共団体への事務・権限の移譲等

【例】

- ・看護師など各種資格者の養成施設等の指定・監督等（10条等）
- ・商工会議所の定款変更の認可（38条）
- ・家用有償旅客運送の登録・監査等（44条）

都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等

【例】

- ・県費負担教職員の給与等の負担、県費負担教職員の定数の決定、市町村立小中学校等の学級編制基準の決定（5条等）
- ・病院の開設許可（17条）
- ・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）に関する都市計画の決定（45条）

3. 施行期日

平成27年4月1日（体制整備に特に時間を要するものについては個別に定める日）

都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等（移譲する主な事務・権限）

県費負担教職員の給与等の負担・定数の決定・学級編制基準の決定（5条等）

市町村立小中学校等に係る以下の権限について、指定都市に移譲。

- ・県費負担教職員の給与等の負担
 - ・県費負担教職員の定数の決定
 - ・学級編制基準の決定
- （個人住民税所得割の2%を県から指定都市へ税源移譲。）

権 限	都道府県	指定都市
県費負担教職員の任命権		○
県費負担教職員の給与等の負担	○	→
県費負担教職員の定数の決定	○	→
学級編制基準の決定	○	→

病院の開設許可（17条）

病院の開設許可について、指定都市に移譲。

※病院の開設許可については指定都市と都道府県が協議する等の規定を政令に定める予定。

権 限	都道府県	指定都市
診療所の開設届出等 (病床数19床以下)		○
病院の開設許可 (病床数20床以上)	○	→

都市計画区域マスタープランの決定（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の決定）（45条）

都市計画区域マスタープランの決定[※]の決定について、指定都市に移譲。

※一の指定都市の区域内の都市計画区域に係るもの

権 限	都道府県	指定都市
区域区分決定 (市街化区域と市街化調整区域の線引き)		○
都市計画区域マスタープランの決定 (区域区分の方針、都市計画の目標等)	○	→